

議案第 2 号

我孫子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 8 月 3 1 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、居宅介護支援事業所の管理者を主任介護支援専門員とすることができないことについてやむを得ない理由がある場合の例外的な取扱いを規定するとともに、令和 3 年 3 月 3 1 日において主任介護支援専門員ではない者が管理者である居宅介護支援事業所について、管理者の要件の適用を令和 9 年 3 月 3 1 日まで猶予するため提案するものです。

我孫子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

我孫子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定居宅介護支援事業者の申請者の要件を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに法第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定居宅介護支援事業者の申請者の要件を定めるものとする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）において使用する用語の例による。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p>
<p>(管理者)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）でなければ</p>	<p>(管理者)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。</p>

ならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。

3 略

（法定代理受領サービスに係る報告）

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 略

附 則

3 略

（法定代理受領サービスに係る報告）

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 略

附 則

<p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 <u>令和9年3月31日</u>までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を<u>同条第1項</u>に規定する管理者とすることができる。</p>	<p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 <u>平成33年3月31日</u>までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（<u>介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)</u>に規定する主任介護支援専門員を除く。）を<u>第6条第1項</u>に規定する管理者とすることができる。</p>
<p>3 <u>令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。</u></p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2項にただし書を加える改正は、令和3年4月1日から施行する。